

# 久研究奨学特定資産取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）の事業を適正に行うため、久研究奨学特定資産（以下「久研究奨学資産」という。）を設置しその取扱いについて定める。

(久研究奨学資産)

第2条 この法人は、定款第4条第1項第3号において行う久研究奨学助成を行うに当たり、健全かつ継続的な運営を図るため、資金提供者の意思による久研究奨学助成に充てることを指定して寄附された財産を久研究奨学資産とする。

(果実の使用)

第3条 久研究奨学資産から生じる果実は、前条の事業に充てるものとし、他の用途に使用してはならない。

(取崩しと使用)

第4条 この法人は、第2条の事業を行うに当たり、資金の不足が生じたとき、又は、その執行が困難と予想されるときは、事業計画及び収支予算に計上し、寄附者と協議の上、理事会・評議員会の承認を得て、久研究奨学資産を取崩して使用することができるものとする。

(運 用)

第5条 第2条に定める久研究奨学資産は、安全確実な方法で運用しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。